

学校法人明海大学中期計画（2022～2027年度）

2022年1月18日理事会決定、2021年12月21日評議員会諮問

明海大学の建学の精神「社会性・創造性・合理性を身につけ、広く国際未来社会で活躍し得る有為な人材の育成をめざす」を具現化するとともに、学校法人明海大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第2章第3条に規定する法人の目的、明海大学学則第1章第1条に規定する大学の目的及び第2条の2から第2条の9に規定する学部学科の目的、明海大学大学院学則第1章第3条から第3条の4に規定する研究科の目的及び明海大学別科規程第1章第1条に規定する別科の目的を達成するため、寄附行為第5章第3条第2項の規定によりここに学校法人明海大学中期計画を定める。なお、この中期計画は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第45条の2第3項の定めにより、令和元（2019）年度大学機関別認証評価（公益財団法人 日本高等教育評価機構）の結果を踏まえて作成したものである。

大項目 目標	中項目	計画内容	対応する基準 又は基準項目 (注)
1 使命・目的等の共有と浸透 使命・目的等を大学の経営と活動全体に確実に反映させることで、建学の精神を具現化するとともに、高等教育機関としての社会的使命を果たす。	1-1 建学の精神、大学の目的、学部学科の目的及び三つのポリシー（以下「使命・目的等」という。）の検証	1-1-1 2022年度、2024年度及び2026年度の自己点検評価において検証し必要な見直しを行う。 1-1-2 1-1-1によるもののほか、学部学科及び研究科の増設若しくは改組、教育課程の変更又は入試制度の変更等を行った場合は、その都度検証し必要な見直しを行う。	基準1 基準項目1-1
	1-2 ステークホルダーとの使命・目的等の共有と浸透	1-2-1 使命・目的等を端的に表現し、すべての教職員が共有する価値観・社会的使命を、実際の行動指針や方針として具体化するためのミッション、ビジョン又はブランドステートメントを2022年度中に策定する。 1-2-2 1-2-1で策定したステートメントを広く社会に積極的に発信するとともに、ステークホルダーとの共有と浸透を図る。 1-2-3 FD及びSD活動を継続的に行うとともに自校教育を通じて、使命・目的等及びステートメントの共有と浸透を図る。	基準1 基準項目1-2
	1-3 その他、使命・目的等の共有と浸透のために必要な事項	(必要に応じ各年度の事業計画でその都度定める。)	基準1
2 優秀な学生の受入れと学生支援の充実 使命・目的等の実現のため、アドミッション・ポリシーに基づく優秀な学生の受入れを推進するとともに、学生生活の安定化のための組織的な学修支援、社会的・職業的な自立のための指導及び学修環境の整備等を通じて、学生の夢の実現を	2-1 アドミッション・ポリシーに基づく優秀な学生の受入れ	2-1-1 アドミッション・ポリシーに基づく優秀な学生を安定的に確保するための効果的な広報戦略の展開と入試制度改革を適時行う。 2-1-2 入学定員及び収容定員に沿った学生の安定的確保（目標：各学部学科、大学院研究科の入学定員及び収容定員に対する学生数比率1.0）を図る。 ※令和元（2019）年度大学機関別認証評価 参考意見：口腔保健学科の入学定員充足率、外国語学部英米語学科・中国語学科及び不動産学部の収容定員充足率	基準2 基準項目2-1
	2-2 学生生活の安定化のための組織的な学修支援の充実	2-2-1 TAの効果的な活用とSA制度（留学生アドバイザー制度を含む。）導入により学修支援体制の充実を図る。 2-2-2 中途退学、休学及び留年の原因分析を行い、より効果的な対応策を検討する（目標：各学部学科、大学院研究科の中途退学率3%未満）。 2-2-3 学修支援の充実のため、ゼミ活動及びクラス担任制度の充実を図る。	基準2 基準項目2-2
	2-3 キャリア支援の充実	2-3-1 各学部学科及び大学院研究科における就職率100%実現のための取組みを推進する。	基準2 基準項目2-3

大項目 目標	中項目	計画内容	対応する基準 又は基準項目 (注)
支援する。		2-3-2 在日中国企業協会及び国際人材交流協会等との連携により主に外国人留学生のためのキャリア支援の強化を図る。	
	2-4 学生サービスの充実	2-4-1 学生生活安定のための奨学金制度の見直し検討を行う。 2-4-2 課外活動の充実と活性化を図る。 2-4-3 学生生活安定のためのゼミ活動及びクラス担任制度の充実を図る。 2-4-4 学生の心身に関する健康相談、心的支援及び生活相談等の充実を図る。	基準 2 基準項目 2-4
	2-5 学修環境の整備推進	2-5-1 使命・目的等の達成のために必要な施設、設備の整備を、年次計画を策定し効率・効果的に推進する。 2-5-2 坂戸キャンパス（歯学部、大学院歯学研究科）について、引続き耐震化工事を推進する。 2-5-3 坂戸キャンパス（歯学部、大学院歯学研究科）について、2-5-2の耐震化と並行して校舎等の建替え又はキャンパス移転等の将来構想を具体化する。	基準 2 基準項目 2-5
	2-6 学生の意見・要望への対応	2-6-1 学生生活全般に関する定期的な調査を実施し、学生の意見・要望をくみ上げる仕組みの充実を図る。 ※令和元（2019）年度大学機関別認証評価 参考意見：浦安キャンパスにおける学生の意見・要望をくみ上げる仕組みの検討	基準 2 基準項目 2-6
	2-7 その他、優秀な学生の受入れと学生支援の充実のために必要な事項	(必要に応じ各年度の事業計画でその都度定める。)	基準 2
3 教育の質保証 使命・目的等を踏まえた教育課程の編成と教授方法の開発、学修成果の点検・評価結果の活用を通じて教育の質の向上を図る。	3-1 教育の質保証のための単位認定、卒業認定、修了認定の点検と改善	3-1-1 ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定又は成績評価の検証（シラバスの成績評価基準の点検、成績分布、修士・博士論文の審査基準等の点検）を実施し、必要な改善を図ることで教育の質保証を図る（2022年度、2024年度及び2026年度の自己点検評価において実施）。	基準 3 基準項目 3-1
	3-2 教育課程及び教授方法の改善	3-2-1 各学部学科、大学院研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえたコア・カリキュラム（カリキュラム・ポリシーを含む。）の明確化と、これに基づく教育課程とシラバスの編成を推進する（授業科目と教授内容の精選等）。 3-2-2 単位制度の実質化を図るため、履修者の授業時間外における主体的学修時間数の向上を図る。 3-2-3 アクティブ・ラーニングなど授業内容・方法の工夫、教授方法の改善に資するFD活動を充実させる。	基準 3 基準項目 3-2
	3-3 学修成果の点検・評価の推進（学修成果に係るPDCAサイクルの構築）	3-3-1 各学部学科、大学院研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の測定方法の確立と点検・評価の推進を図る。 3-3-2 教育内容・方法及び学修指導等の改善のための学修成果の点検・評価結果のフィードバック方法等の確立と推進を図る。	基準 3 基準項目 3-3
	3-4 その他、教育の質保証	(必要に応じ各年度の事業計画でその都度定める。)	基準 3

大項目 目標	中項目	計画内容	対応する基準 又は基準項目 (注)
	のために必要な事項		
4 教学マネジメント体制の充実と教職員の資質・能力向上 教学の運営体制の強化を図るとともに、教職員個々の資質・能力の向上を図り、より効果的な大学運営に資することで使命・目的等を達成する。	4-1 教学マネジメントの機能性の強化	4-1-1 使命・目的等の達成のため、学長補佐体制の充実を図る。	基準4 基準項目4-1
	4-2 教員の職能開発等の推進	4-2-1 教員の職能開発等の推進のためFD活動の充実を図る。 4-2-2 3-2-1の各学部学科、大学院研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえたコア・カリキュラム(カリキュラム・ポリシーを含む。)の明確化により、それに即した教員の確保と配置を推進する。	基準4 基準項目4-2
	4-3 職員の資質・能力の向上	4-3-1 職員の資質・能力の向上のためSD活動の充実を図る。 4-3-2 職員の資質・能力の向上のため学外(教育関連団体、企業、海外の大学等)における研修を計画的に推進する。 4-3-3 職員の資質・能力の向上のため、特に初任者、中堅職員を中心とする定期的な配置換え及び課内のジョブローテーションを推進する。	基準4 基準項目4-3
	4-4 研究支援の充実	4-4-1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日文科科学大臣決定)に基づく公的資金の運営・管理体制の整備及び適正な運用を図る。 4-4-2 研究活動のための外部資金の積極的な獲得を推進する(目標は各学部学科、大学院研究科で策定する。) 4-4-3 外部資金獲得の推進のため、学内の研究助成制度の効果的運用を図る。	基準4 基準項目4-4
	4-5 その他、教学マネジメント体制の充実と教職員の資質・能力向上のために必要な事項	(必要に応じ各年度の事業計画でその都度定める。)	基準4
5 開かれた大学づくりの推進 地域社会、産業界、他大学等広く国内外に開かれた大学づくりを推進することで、建学の精神の具現化と使命・目的等の達成に資する。	5-1 地域交流と社会貢献	5-1-1 生涯学習・研修、歯科医療その他本学の知的・人的資源及び施設・設備の提供による地域交流と社会貢献活動を積極的に推進する。	—
	5-2 産業界・他大学等との連携	5-2-1 教育研究の一層の深化のため、産業界、他大学及び他の教育研究機関との共同研究等種々の連携活動を積極的に推進する。	
	5-3 グローバル化の推進	5-3-1 「明海大学の国際化ビジョン」に基づき、学生のグローバル化教育並びに学生及び教職員の海外派遣及び受け入れを積極的に推進する。	
	5-4 その他、開かれた大学づくりの推進のために必要な事項	(必要に応じ各年度の事業計画でその都度定める。)	
6 経営・管理機能の強化と安定した財務基盤の確立	6-1 経営の規律と誠実性の維持	6-1-1 経営の規律と誠実性の維持のため、引き続き積極的な情報公開に努める。	基準5 基準項目5-1
	6-2 理事会の機能強化	6-2-1 使命・目的等の達成に向けて意思決定ができるよう、中期計画及び事業計画に	基準5

大項目 目標	中項目	計画内容	対応する基準 又は基準項目 (注)
法人の経営の規律と誠実性、法人及び大学の管理運営の円滑化と機能強化を図るとともに、経営の安定性と継続性を図る上で不可欠な安定した財務基盤を確立することで、使命・目的等を達成し高等教育機関としての社会的使命を果たす。		<p>基づく業務運営状況等に関する情報提供の充実を図る。</p> <p>6-2-2 機動的な意思決定のための仕組みである常務理事会の機能強化を図る。</p>	基準項目 5-2
	6-3 管理運営の円滑化と相互チェック体制の充実	<p>6-3-1 法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図る仕組みの一つである教育基本問題協議会の機能強化を図る。</p> <p>6-3-2 監事のチェック機能の強化を図るため、監事の補佐体制の充実を図る。</p> <p>6-3-3 監事のチェック機能の強化を図るため、中期計画及び事業計画に基づく業務運営状況等に関する情報提供の充実を図る。</p>	基準 5 基準項目 5-3
	6-4 安定した財務基盤と収支の確立	<p>6-4-1 2023 年度までに事業活動収支の教育活動収支差額の支出超過を解消する。</p> <p>6-4-2 事業計画の確実な実行により経常費補助金の確実な獲得を推進する。</p> <p>6-4-3 教育研究活動の活性化のための外部資金の獲得を推進する。</p> <p>6-4-4 付属病院及び PDI 各診療所の安定的な経営を推進する。</p> <p>6-4-5 本法人の将来計画、教育活動収支の均衡及び社会情勢等を踏まえた適正な学納金の設定に向けた継続的な検討を行う。</p> <p>6-4-6 教育事業（施設・設備を含む。）の維持・安定及び教育研究の振興等を目的とした資産運用について、安全性・確実性を考慮し、引き続き安定的な運用益の確保に努める。加えて、社会経済情勢等に鑑み、新たな運用方法等の検討を行う。</p> <p>6-4-7 収益事業等の拡充により、安定的な大学運営資金の確保に努める。</p>	基準 5 基準項目 5-4
	6-5 会計処理の適正な実施	6-5-1 会計処理の適正な実施のため、監事、会計監査人及び内部監査人による三様監査体制の維持と強化を図る。	基準 5 基準項目 5-5
	6-6 その他、経営・管理機能の強化と安定した財務基盤の確立のために必要な事項	(必要に応じ各年度の事業計画でその都度定める。)	基準 5
	7 内部質保証の向上 自主的・自立的に行う自己点検評価を通じて行う内部質保証を機能させることで、使命・目的等を達成し高等教育機関としての社会的使命を果たす。	7-1 内部質保証のための組織及び責任体制の確立	7-1-1 2022 年度中に内部質保証のための全学的な基本方針を策定する。
7-2 内部質保証のための自己点検・評価の実施	<p>7-2-1 2019 年度大学機関別認証評価の結果を踏まえ、2022 年度、2024 年度及び 2026 年度に自己点検評価を実施する（2025 年度に歯学教育評価、2026 年度に大学機関別認証評価を受審）。</p> <p>7-2-2 教職課程の自己点検評価の実施方法等を検討する。</p>	基準 6 基準項目 6-2	
7-3 内部質保証の機能性の向上	<p>7-3-1 内部質保証のための PDCA サイクルの確立と機能性の向上を図る。</p> <p>7-3-2 7-1-1 「内部質保証のための全学的な基本方針」に基づき内部質保証の責任体制の明確化と機能性の向上を図る。</p> <p>7-3-3 内部質保証の機能性の向上を図るため、IR 機能の強化を図る。</p>	基準 6 基準項目 6-3	
7-4 その他、内部質保証の	(必要に応じ各年度の事業計画でその都度定める。)	基準 6	

大項目 目標	中項目	計画内容	対応する基準 又は基準項目 (注)
	ために必要な事項		
8 その他業務運営に関する重要事項	8-1 学部の新設に係る設置計画の確実な履行	8-1-1 保健医療学部口腔保健学科の設置認可に係る設置計画(2022年度まで)を確実に履行する。	—
	8-2 社会的ニーズに応える学部学科及び大学院研究科等の増設又は改組等	8-2-1 口腔保健(保健医療学部口腔保健学科)に関する大学院修士課程の増設を検討する。 8-2-2 社会的ニーズに応える学部学科及び大学院研究科等の増設又は既設学部学科及び大学院研究科の改組を検討する。 8-2-3 「明海大学の国際化ビジョン」を踏まえた別科日本語研修課程のあり方を検討する。	—
	8-3 大学の経営、管理及び運営を取巻く環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる事務組織への変革	8-3-1 大学の経営、管理及び運営を取巻く環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる事務組織への改編を検討する。 8-3-2 大学の経営、管理及び運営を取巻く環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、業務の効率化(業務整理、外製化又はICT化)を推進する。	—
	8-4 その他使命・目的等の達成のために必要な事項	(必要に応じ各年度の事業計画でその都度定める。)	—

(注) : 「対応する基準又は基準項目」とは公益財団法人日本高等教育評価機構が定める評価基準又は基準項目を指す。